

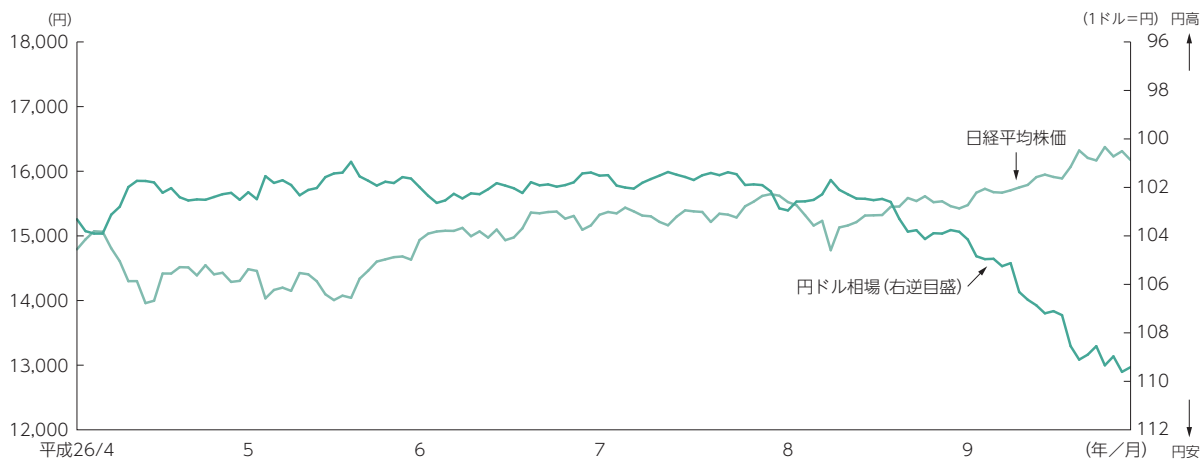
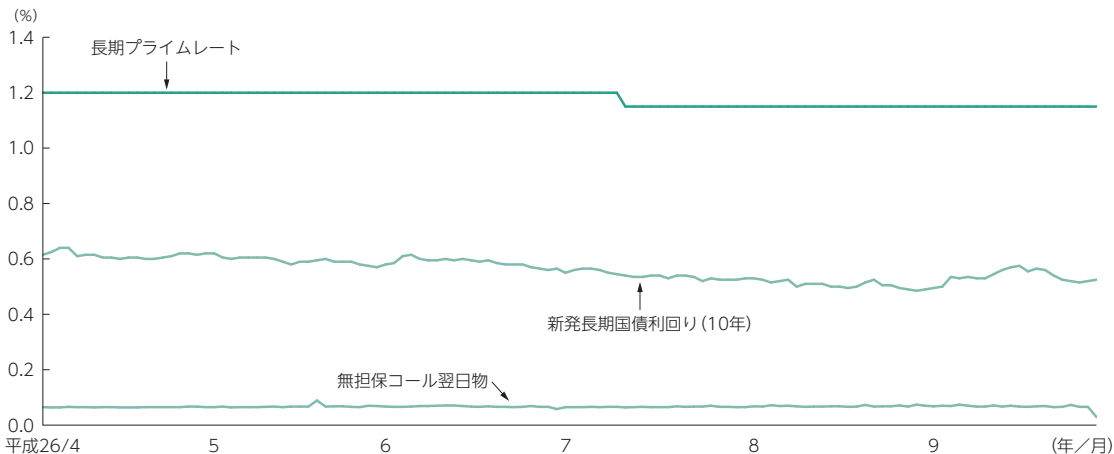
経済・金融情勢の回顧

平成26年度上期のわが国経済は、消費税率引き上げ後の反動減や輸出の伸び悩みによって落ち込みが生じたものの、政府の経済対策の効果や、企業収益の改善による設備投資マインドの回復などから、景気は緩やかに持ち直しつつあります。

米国経済は、雇用情勢や住宅市場での改善を背景に個人消費が増加するなど持ち直しの動きとなりました。新興国経済は、中国を中心に高めの成長が続きましたが、一部の国では減速懸念が生じました。欧州でも、金融市場の混乱は抑制され、景気の回復が期待されましたが、ウクライナ情勢や中東情勢など周辺国での地政学リスクの高まりから景況感が悪化し、景気減速が懸念されました。こうした海外経済の動向の下で、わが国の輸出は伸び悩み、消費税率引き上げによる反動減も加わって、企業の生産活動は停滞しました。一方、景気対策の一環としての補正予算による公共工事の増加に加え、所得の増加に伴う消費マインドの底堅い推移や、設備投資に対する企業の積極姿勢などもあり、国内の景気は緩やかながら回復しつつあります。

中小企業の景況感につきましては、消費税率引き上げによる落ち込みから持ち直しの動きが続きましたが、夏以降は改善に一服感が見られました。商工中金の「中小企業月次景況観測」によりますと、景況判断指数は4月に大きく下落した後、緩やかに上昇しましたが、夏以降は好転・悪化の境目となる50手前で改善は一服しています。一部の業種において反動減が長引いていることや、円安・原材料高に伴う仕入価格の上昇、人手不足による供給制約などもあり、景況感の回復に遅れが出ています。

金融面につきましては、日本銀行の金融緩和策による国債買入が継続され、短期金利は低位安定し、長期金利は緩やかな低下傾向となりました。また、米国の量的緩和縮小に伴う日米金利差の拡大により、為替相場は円安傾向が続きました。この結果、長期金利（新発10年国債利回り）は期末に0.5%台、為替は1ドル＝109円台となりました。日経平均株価は16,000円台に上昇し、総じて堅調な展開となりました。



(資料) 株式会社日本経済新聞デジタルメディア Financial QUEST

》》 平成26年度中間期の連結業績の概況

■ 主要な経営指標の推移（連結）

(単位：億円、%)

	平成24年度中間期	平成25年度中間期	平成26年度中間期	平成24年度	平成25年度
連結経常収益	1,148	1,122	1,070	2,277	2,196
連結経常利益	181	163	152	286	274
連結中間純利益	96	82	65	—	—
連結当期純利益	—	—	—	150	128
連結中間包括利益	92	60	92	—	—
連結包括利益	—	—	—	197	111
連結純資産額	8,744	8,865	8,878	8,850	8,845
連結総資産額	123,712	123,955	125,543	124,144	125,241
1株当たり純資産額	146.94円	152.48円	153.11円	151.78円	151.56円
1株当たり中間純利益金額	4.43円	3.77円	2.99円	—円	—円
1株当たり当期純利益金額	—円	—円	—円	6.92円	5.91円
潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	—円	—円	—円	—円	—円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	—円	—円	—円	—円	—円
自己資本比率(%)	7.03	7.12	7.04	7.09	7.03
連結普通株式等Tier1比率(パーゼIII)(%)	—	12.31	12.14	12.01	12.18
連結Tier1比率(パーゼIII)(%)	—	12.31	12.14	12.01	12.18
連結総自己資本比率(パーゼIII)(%)	—	13.80	13.58	13.51	13.70
連結自己資本比率(パーゼII)(%)	13.52	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,957	78	1,355	2,785	△321
投資活動によるキャッシュ・フロー	203	1,801	△799	1,372	1,692
財務活動によるキャッシュ・フロー	△45	△45	△45	△45	△45
現金及び現金同等物の中間期末残高	3,330	7,163	7,165	—	—
現金及び現金同等物の期末残高	—	—	—	5,328	6,654
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	4,286 [871]人	4,275 [918]人	4,267 [977]人	4,165 [876]人	4,145 [929]人

- (注) 1. 商工中金および国内連結子会社の消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。
 2. 1株当たり情報の算定上の基礎は、「中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しています。
 3. 潜在株式調整後1株当たり(中間)当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。
 4. 自己資本比率は、((中間)期末純資産の部合計 - (中間)期末新株予約権 - (中間)期末少数株主持分)を(中間)期末資産の部の合計で除して算出しています。
 5. 連結自己資本比率は、株式会社商工組合中央金庫法第23条第1項の規定に基づく平成20年金融庁・財務省・経済産業省告示第2号に定められた算式に基づき算出しています(平成25年3月末よりパーゼIII基準で算出)。商工中金は、国際統一基準を採用しています。
 6. 従業員数は、就業人員数(出向者を除く)に記載しています。

■ 対処すべき課題

当中間連結会計期間、東日本大震災からの復旧・復興や原材料・エネルギーコスト高等による中小企業の皆さまの業績・資金繰りへの影響を踏まえ、危機対応業務を中心に引き続きセーフティネット機能の発揮に最大限の対応を図り、中小企業の皆さまの資金繰りや経営の安定化へのサポートを通じて、地域の雇用維持・経済の安定に貢献できるよう、取り組んでまいりました。

景気は回復しつつあるものの、消費税率引き上げに伴う反動減と実質所得の減少により個人消費等が減少していることに加え、輸入原材料価格の上昇や人手不足による影響等、中小企業の経営環境・資金繰りは依然として予断を許さない状況にあります。特に地域中小企業においては、人口減少・少子高齢化等の構造変化がもたらす影響に引き続き注視が必要であります。

商工中金は、業績・資金繰りに影響が生じている中小企業の皆さまを支えていくため、引き続き、セーフティネット機能の発揮に組織をあげて最大限の対応を図ってまいります。

また、商工中金の強みであるネットワーク機能、総合的な金融機能を結集し、グループ一体となって、地方公共団体、地域金融機関など地域の各機関との連携を一層図りつつ、お取引先に対する成長、再生支援等に全力で取り組み、地域の面的な取り組みへと繋げ、地域経済の活性化に貢献してまいります。

成長支援については、「成長・創業支援プログラム」により、集約化や生産性向上等設備資金ニーズに対

し、迅速かつ的確に成長マネーを供給するなど、お取引先の持続的成長をサポートします。また、地域の中核となる中小企業等に対するリスクマネー供給スキームの構築を図ります。

さらに、海外進出や農工商連携、医療介護等の成長分野へ進出するお取引先に対して、資金面のみならず情報提供など総合的なサポートを行うほか、中長期的な産業構造の変化を見据え、幅広い業種・業態において事業再編や構造改革の動きが加速することが見込まれる中、「ビジネスマッチングやM&A等の企業間連携支援」、「事業承継支援」への取組みを強化してまいります。

再生支援については、「再生支援プログラム」により、経営改善が必要なお取引先に対して、事業再編を含めた能動的かつ抜本的な再生支援に取り組むほか、業況が改善しているお取引先に対しては、金融取引正常化とその後の成長支援に取り組めます。

このような中小企業の皆さまのニーズに添えていくため、債券(募集債)による安定的な調達に加え、個人・法人預金等の預金調達基盤の拡充を図るとともに、業務の効率化等、一層の経営合理化に不断に取り組んでまいります。

これら諸課題への取組みを強化することによって、中小企業組合と中小企業の皆さまの成長と企業価値向上及びそれを通じた地域活性化に貢献するとともに、商工中金自らの健全な経営基盤の構築と収益力の向上へ繋げてまいります。

》》 中間連結財務諸表

商工中金の中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、あらた監査法人の監査証明を受けています。

■ 中間連結貸借対照表

科目	平成26年度中間期		科目	平成26年度中間期	
	平成25年度中間期 (平成25年9月30日現在)	平成26年度中間期 (平成26年9月30日現在)		平成25年度中間期 (平成25年9月30日現在)	平成26年度中間期 (平成26年9月30日現在)
(資産の部)			(負債の部)		
現金預け金	799,557	877,715	預金	4,534,104	4,962,653
コールローン及び買入手形	52,707	4,279	譲渡性預金	128,550	88,797
買入金銭債権	22,269	20,681	債券	4,845,921	4,774,198
特定取引資産	24,105	24,010	コールマネー及び売渡手形	14,662	—
有価証券	1,965,666	2,042,193	特定取引負債	15,437	14,332
貸出金	9,431,637	9,481,447	借入金	1,667,167	1,510,453
外国為替	15,413	16,706	外国為替	71	66
その他資産	115,673	108,361	その他負債	191,890	187,018
有形固定資産	42,823	43,656	賞与引当金	4,515	4,538
無形固定資産	13,166	13,985	退職給付引当金	18,792	—
退職給付に係る資産	—	11,434	退職給付に係る負債	—	24,198
繰延税金資産	59,305	64,428	役員退職慰労引当金	92	103
支払承諾見返	83,271	95,155	睡眠債券払戻損失引当金	4,223	4,606
貸倒引当金	△230,029	△249,723	環境対策引当金	222	206
資産の部合計	12,395,571	12,554,332	その他の引当金	64	71
			繰延税金負債	57	57
			支払承諾	83,271	95,155
			負債の部合計	11,509,044	11,666,459
			(純資産の部)		
			資本金	218,653	218,653
			危機対応準備金	150,000	150,000
			特別準備金	400,811	400,811
			資本剰余金	0	0
			利益剰余金	102,524	107,867
			自己株式	△1,001	△1,011
			株主資本合計	870,988	876,320
			その他有価証券評価差額金	11,744	14,071
			繰延ヘッジ損益	0	—
			退職給付に係る調整累計額	—	△6,311
			その他の包括利益累計額合計	11,744	7,759
			少数株主持分	3,793	3,793
			純資産の部合計	886,526	887,873
			負債及び純資産の部合計	12,395,571	12,554,332

■ 中間連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	平成25年度中間期	平成26年度中間期
	(平成25年 4月 1日から 平成25年 9月30日まで)	(平成26年 4月 1日から 平成26年 9月30日まで)
経 常 収 益	112,268	107,080
資 金 運 用 収 益	82,804	77,758
（うち貸出金利息）	75,265	71,317
（うち有価証券利息配当金）	6,111	4,779
役 務 取 引 等 収 益	5,841	6,068
特 定 取 引 収 益	2,929	2,805
そ の 他 業 務 収 益	18,581	17,716
そ の 他 経 常 収 益	2,110	2,730
経 常 費 用	95,964	91,876
資 金 調 達 費 用	14,380	11,263
（うち預金利息）	1,938	2,154
（うち債券利息）	7,947	5,576
役 務 取 引 等 費 用	2,083	2,000
特 定 取 引 費 用	375	29
そ の 他 業 務 費 用	14,846	14,736
営 業 経 費	40,572	40,015
そ の 他 経 常 費 用	23,704	23,831
経 常 利 益	16,304	15,203
特 別 利 益	8	185
固 定 資 産 処 分 益	8	185
特 別 損 失	40	33
固 定 資 産 処 分 損	40	33
税金等調整前中間純利益	16,272	15,356
法人税、住民税及び事業税	12,011	11,601
法 人 税 等 調 整 額	△3,952	△2,758
法 人 税 等 合 計	8,059	8,842
少数株主損益調整前中間純利益	8,212	6,514
少 数 株 主 利 益	—	—
中 間 純 利 益	8,212	6,514

■ 中間連結包括利益計算書

(単位：百万円)

科 目	平成25年度中間期	平成26年度中間期
	(平成25年 4月 1日から 平成25年 9月30日まで)	(平成26年 4月 1日から 平成26年 9月30日まで)
少数株主損益調整前中間純利益	8,212	6,514
そ の 他 の 包 括 利 益	△2,180	2,706
その他有価証券評価差額金	△2,181	1,863
繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	0	—
退職給付に係る調整額	—	843
中 間 包 括 利 益	6,031	9,220
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	6,031	9,220
少数株主に係る中間包括利益	—	—

■ 中間連結株主資本等変動計算書

平成25年度中間期（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	危機対応準備金	特別準備金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	218,653	150,000	400,811	0	98,810	△995	867,279
当中間期変動額							
剰余金の配当					△4,498		△4,498
中間純利益					8,212		8,212
自己株式の取得						△6	△6
自己株式の処分				0		0	0
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）							
当中間期変動額合計	—	—	—	0	3,714	△6	3,708
当中間期末残高	218,653	150,000	400,811	0	102,524	△1,001	870,988

	その他の包括利益累計額				少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	13,925	—	—	13,925	3,796	885,002
当中間期変動額						
剰余金の配当						△4,498
中間純利益						8,212
自己株式の取得						△6
自己株式の処分						0
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	△2,181	0	—	△2,180	△3	△2,184
当中間期変動額合計	△2,181	0	—	△2,180	△3	1,523
当中間期末残高	11,744	0	—	11,744	3,793	886,526

平成26年度中間期（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	危機対応準備金	特別準備金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	218,653	150,000	400,811	0	107,198	△1,005	875,656
会計方針の変更による累積的影響額					△1,347		△1,347
会計方針の変更を反映した当期首残高	218,653	150,000	400,811	0	105,850	△1,005	874,309
当中間期変動額							
剰余金の配当					△4,497		△4,497
中間純利益					6,514		6,514
自己株式の取得						△5	△5
自己株式の処分							
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）							
当中間期変動額合計	—	—	—	—	2,016	△5	2,010
当中間期末残高	218,653	150,000	400,811	0	107,867	△1,011	876,320

	その他の包括利益累計額				少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	12,208	—	△7,154	5,053	3,796	884,507
会計方針の変更による累積的影響額						△1,347
会計方針の変更を反映した当期首残高	12,208	—	△7,154	5,053	3,796	883,160
当中間期変動額						
剰余金の配当						△4,497
中間純利益						6,514
自己株式の取得						△5
自己株式の処分						
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	1,863	—	843	2,706	△3	2,702
当中間期変動額合計	1,863	—	843	2,706	△3	4,712
当中間期末残高	14,071	—	△6,311	7,759	3,793	887,873

■ 中間連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科目	平成25年度中間期 (平成25年 4月 1日から 平成25年 9月30日まで)	平成26年度中間期 (平成26年 4月 1日から 平成26年 9月30日まで)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	16,272	15,356
減価償却費	2,860	3,060
負ののれん償却額	△69	—
貸倒引当金の増減(△)	3,296	13,617
賞与引当金の増減額(△は減少)	174	60
退職給付引当金の増減額(△は減少)	△80	—
退職給付に係る資産の増減額(△は増加)	—	△5,669
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	—	△106
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	△25	△8
睡眠債券払戻損失引当金の増減(△)	99	403
環境対策引当金の増減額(△は減少)	△13	△7
その他の引当金の増減額(△は減少)	2	7
資金運用収益	△82,804	△77,758
資金調達費用	14,380	11,263
有価証券関係損益(△)	△1,381	△596
為替差損益(△は益)	△805	—
固定資産処分損益(△は益)	31	△152
特定取引資産の純増(△)減	1,646	680
特定取引負債の純増減(△)	△1,502	△820
貸出金の純増(△)減	101,019	△8,689
預金の純増減(△)	224,179	109,737
譲渡性預金の純増減(△)	34,720	12,587
債券の純増減(△)	△172,786	△50,633
借入金(債券特約付借入金を除く)の純増(△)減	△106,251	△29,128
預け金(日銀預け金を除く)の純増(△)減	△43,692	16,447
コールローン等の純増(△)減	△41,092	88,544
コールマネー等の純増減(△)	3,376	△21,613
外国為替(資産)の純増(△)減	772	△1,234
外国為替(負債)の純増減(△)	21	△1
資金運用による収入	90,143	82,710
資金調達による支出	△15,633	△12,303
その他	△6,771	52
小計	20,085	145,803
法人税等の支払額	△12,222	△10,208
営業活動によるキャッシュ・フロー	7,862	135,594
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△606,282	△429,875
有価証券の売却による収入	313,031	106,570
有価証券の償還による収入	477,959	247,310
有形固定資産の取得による支出	△1,693	△1,835
無形固定資産の取得による支出	△2,886	△2,387
有形固定資産の売却による収入	51	255
その他	—	△1
投資活動によるキャッシュ・フロー	180,179	△79,964
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	△4,498	△4,497
少数株主への配当金の支払額	△3	△3
自己株式の取得による支出	△6	△5
自己株式の売却による収入	0	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	△4,507	△4,507
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	183,535	51,123
現金及び現金同等物の期首残高	532,802	665,411
現金及び現金同等物の中間期末残高	716,337	716,535

□ 注記事項 (平成26年度中間期)

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 7社
会社名

八重洲商工株式会社
株式会社商工中金情報システム
商工サービス株式会社
八重洲興産株式会社
株式会社商工中金経済研究所
商工中金リース株式会社
商工中金カード株式会社

(2) 非連結子会社 2社
会社名

八重洲緑関連事業協同組合
商中第2号投資事業組合
非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社

該当ありません。

(2) 持分法適用の関連会社

該当ありません。

(3) 持分法非適用の非連結子会社 2社
会社名

八重洲緑関連事業協同組合
商中第2号投資事業組合

(4) 持分法非適用の関連会社

該当ありません。

持分法非適用の非連結子会社は、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。
9月末日 7社

4. 開示対象特別目的会社に関する事項

(1) 開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要

該当ありません。

(2) 開示対象特別目的会社との取引金額等

該当ありません。

5. 会計処理基準に関する事項

(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準
金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下、「特定取引目的」という。)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものと同し額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については原則として、時価のある株式については中間連結決算期末月1ヵ月平均に基づいた市場価格等、時価のある株式以外のものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。

- (4) 固定資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産（リース資産を除く）
当金庫の有形固定資産は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建 物：2年～60年
その他：2年～20年
連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。
- ② 無形固定資産（リース資産を除く）
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当金庫及び連結子会社で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。
- ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については零としております。
- (5) 貸倒引当金の計上基準
当金庫の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。
破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。
連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。
- (6) 賞与引当金の計上基準
賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。
- (7) 役員退職慰労引当金の計上基準
役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。
- (8) 睡眠債券払戻損失引当金の計上基準
睡眠債券払戻損失引当金は、負債計上を中止した債券等について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。
- (9) 環境対策引当金の計上基準
環境対策引当金は、PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の処理費用の支出に備えるため、今後発生すると認められる額を計上しております。
- (10) その他の引当金の計上基準
その他の引当金は、商品の引き換えに備えるために、その引当見込額を計上した販売促進引当金及び将来のキャッシング利息返還損失見込額を一括計上した利息返還損失引当金であります。
- (11) 退職給付に係る会計処理の方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。
過去勤務費用：その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（14年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（14年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生した連結会計年度から損益処理
なお、連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間連結会計期間末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- (12) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
当金庫の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。

(13) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 為替変動リスク・ヘッジ

当金庫の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(ロ) 連結会社間取引等

デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間（又は内部部門間）の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引に対して、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識を行っております。

なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

連結子会社の一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

(4) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

(5) 消費税等の会計処理

当金庫及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

（「退職給付に関する会計基準」等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下、「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下、「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当中間連結会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当中間連結会計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当中間連結会計期間の期首の退職給付に係る資産が267百万円、退職給付に係る負債が2,354百万円増加し、利益剰余金が1,347百万円減少しております。また、当中間連結会計期間の経常利益及び税金等調整前中間純利益はそれぞれ71百万円増加しております。

なお、1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

(追加情報)

（特別準備金）

平成20年10月1日の株式会社化に伴い、株式会社商工組合中央金庫法附則第5条に基づき、資本金、利益剰余金から特別準備金への振替を行っております。

なお、特別準備金は次の性格を有しております。

- ① 剰余金の額の計算においては、株式会社商工組合中央金庫法第43条の規定に基づき、特別準備金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。
- ② 欠損のてん補を行う場合、株式会社商工組合中央金庫法第44条第2項の規定に基づき、資本準備金及び利益準備金の額の合計額が零となったときは、特別準備金の額を減少することができます。なお、特別準備金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、株式会社商工組合中央金庫法第44条第4項の規定に基づき、特別準備金の額を増加しなければなりません。
- ③ 自己資本の充実の状況その他財務内容の健全性が向上し、その健全性が確保されるに至ったと認められる場合には、株式会社商工組合中央金庫法第45条の規定に基づき、株主総会の決議によって、特別準備金の額の全部又は一部を国庫に納付することができます。
- ④ 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、株式会社商工組合中央金庫法第46条の規定に基づき、特別準備金の額を国庫に納付するものとされています。

(危機対応準備金)

株式会社商工組合中央金庫法附則第1条の2に基づき、危機対応業務の円滑な実施のため、政府が出資した金額を危機対応準備金として計上しております。

- なお、危機対応準備金は次の性格を有しております。
- 1) 剰余金の額の計算においては、株式会社商工組合中央金庫法第43条の規定に基づき、危機対応準備金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。
 - 2) 欠損のてん補を行う場合、株式会社商工組合中央金庫法第44条第1項の規定に基づき、特別準備金の額が零となったときは、危機対応準備金の額を減少することができます。なお、危機対応準備金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、株式会社商工組合中央金庫法第44条第4項の規定に基づき、危機対応準備金の額を増加しなければなりません。この危機対応準備金の額の増加は、株式会社商工組合中央金庫法第44条第5項の規定に基づき、特別準備金の額の増加に先立って行うこととされています。
 - 3) 危機対応業務の円滑な実施のために必要な財政基盤が十分に確保されるに至ったと株式会社商工組合中央金庫が認める場合には、株式会社商工組合中央金庫法第45条に基づき、株主総会の決議によって、危機対応準備金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付するものとされています。
 - 4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済しなお残余財産があるときは、株式会社商工組合中央金庫法第46条の規定に基づき、危機対応準備金の額を国庫に納付するものとされています。

(中間連結貸借対照表関係)

1. 非連結子会社及び関連会社の株式又は出資金の総額
出資金 44百万円
2. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。
破綻先債権額 73,994百万円
延滞債権額 387,588百万円
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち3ヵ月以上延滞債権額は次のとおりであります。
3ヵ月以上延滞債権額 249百万円
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。
貸出条件緩和債権額 7,974百万円
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。
合計額 469,807百万円
なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	2,186,531	—	—	2,186,531	
合計	2,186,531	—	—	2,186,531	
自己株式					
普通株式	9,871	37	—	9,909	(注)
合計	9,871	37	—	9,909	

(注) 自己株式のうち普通株式の増加は、単元未満株式の買取請求に応じたことによるものであります。減少は、単元未満株式の買取請求に応じたことによるものであります。

6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付が替手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

222,686百万円	
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。	
担保に供している資産	
有価証券	637,293百万円
その他資産	17百万円
計	637,310百万円
担保資産に対応する債務	
預金	6,257百万円
借入金	354,000百万円
その他負債	18百万円
上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、次のものを差し入れております。	
有価証券	57,121百万円
また、その他資産には、金融商品等差入担保金及び保証金・敷金等が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。	
金融商品等差入担保金	457百万円
保証金・敷金等	2,271百万円

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

融資未実行残高	971,131百万円
うち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なもの	940,899百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫及び連結子会社の将来のキャッシュフローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の中止又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 有形固定資産の減価償却累計額
減価償却累計額 72,078百万円
10. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が含まれております。
劣後特約付借入金 46,000百万円
11. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額 196,365百万円

(中間連結損益計算書関係)

1. その他経常収益には、次のものを含んでおります。
償却債権取立益 59百万円
2. その他経常費用には、次のものを含んでおります。
貸出金償却 3百万円
貸倒引当金繰入額 22,586百万円
株式等償却 33百万円

2. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成26年6月20日 定時株主総会	普通株式 (政府分)	1,016	1.0 (注)	平成26年3月31日	平成26年6月24日
	普通株式 (政府以外分)	3,481	3.0		

(注) 株式会社商工組合中央金庫法第50条により、政府の所有する株式に対し剰余金の配当をする場合には、政府以外の者の所有する株式1株に対して配当する剰余金に1を超えない範囲で政令で定める割合を乗じて得た額を政府の所有する株式1株に対して配当しなければならないとされています。なお、株式会社商工組合中央金庫法施行令第15条により、政令で定める割合は3分の1とされています。

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金預け金勘定	877,715百万円
日本銀行預け金を除く預け金	△161,180百万円
現金及び現金同等物	716,535百万円

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

(ア) 有形固定資産
主として、電子計算機であります。

② リース資産の減価償却の方法

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「5. 会計処理基準に関する事項」の「(4) 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引該当事項はありません。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	323百万円
1年超	422百万円
合計	745百万円

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません(注2)参照)。また、「中間連結貸借対照表計上額」の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。(単位:百万円)

	中間連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	877,715	877,715	—
(2) 特定取引資産 売買目的有価証券	3,367	3,367	—
(3) 有価証券 満期保有目的の債券	516,637	523,490	6,852
その他の有価証券	1,516,069	1,516,069	—
(4) 貸出金 貸倒引当金 (*1)	9,481,447 △245,672		
	9,235,774	9,318,274	82,499
資産計	12,149,564	12,238,916	89,352
(1) 預金	4,962,653	4,963,577	924
(2) 譲渡性預金	88,797	88,826	28
(3) 債券	4,774,198	4,777,938	3,739
(4) 借入金	1,510,453	1,516,424	5,971
負債計	11,336,102	11,346,766	10,664
デリバティブ取引 (*2) ヘッジ会計が適用されていないもの	5,859	5,859	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	5,859	5,859	—

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金、又は約定期間が短期間の預け金は、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 特定取引資産

特定取引目的で保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。当金庫保証付私募債は、私募債の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規発行を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、発行体からの保証料は、元利金の合計額に含めております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する私募債については、担保及び保証による回収見込額等を時価としております。一部の有価証券は金利スワップの特例処理の対象とされており、その場合は有価証券の時価と金利スワップの時価を合算して算定しております。なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間の割引手形は、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見込高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び(2)譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(3) 債券

当金庫の発行する債券の時価は、市場価格のあるものは市場価格によっております。市場価格のないものは、債券の回号ごとに区分した当該債券の元利金の合計額を同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。一部の債券は金利スワップの特例処理の対象とされており、その場合は債券の時価と金利スワップの時価を合算して算定しております。

(4) 借入金

借入金については、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。一部の借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、その場合は借入金の時価と金利スワップの時価を合算して算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「(デリバティブ取引関係)」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3)その他有価証券」には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	平成26年9月30日
①非上場株式 (*1) (*2)	9,441
②組合出資金 (*3)	44
合 計	9,486

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 当中間連結会計期間において、非上場株式について33百万円減損処理を行っております。

(*3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。

1. 満期保有目的の債券（平成26年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結 貸借対照表計上額 を超えるもの	国債	509,120	520,093	10,972
	社債	7,516	7,533	17
	小計	516,637	527,627	10,990
時価が中間連結 貸借対照表計上額 を超えないもの	国債	—	—	—
	社債	—	—	—
	小計	—	—	—
合計	516,637	527,627	10,990	

2. その他有価証券（平成26年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借 対照表計上額が 取得原価を 超えるもの	株式	17,807	8,127	9,679
	債券	1,453,082	1,444,631	8,451
	国債	1,160,627	1,154,524	6,103
	地方債	63,952	63,569	383
	短期社債	9,998	9,997	0
	社債	218,504	216,540	1,964
	その他	10,215	6,067	4,147
	小計	1,481,105	1,458,826	22,278
中間連結貸借 対照表計上額が 取得原価を 超えないもの	株式	1,456	1,796	△340
	債券	33,507	33,646	△139
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	33,507	33,646	△139
	その他	8,626	8,626	—
小計	43,589	44,069	△479	
合計	1,524,695	1,502,896	21,799	

3. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、150百万円（うち、社債150百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の債務者であります。

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託（平成26年9月30日現在）

該当事項はありません。

2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成26年9月30日現在）

該当事項はありません。

(その他有価証券評価差額金)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額 (百万円)
評価差額	21,799
その他有価証券	21,799
(△) 繰延税金負債	△7,727
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	14,071
(△) 少数株主持分相当額	—
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	14,071

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引 (平成26年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品取引所	金利先物	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利オプション	—	—	—	—
店頭	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利先渡契約	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ	—	—	—	—
	受取固定・支払変動	3,132,360	2,540,176	38,211	38,211
	受取変動・支払固定	2,939,956	2,367,818	△32,587	△32,587
	受取変動・支払変動	—	—	—	—
	金利オプション	—	—	—	—
その他	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	売建	419	—	△0	0
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	5,623	5,624

(注) 1.上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 2.時価の算定
 取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引 (平成26年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品取引所	通貨先物	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—	—
店頭	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨スワップ	1,337,554	1,080,551	686	686
	為替予約	—	—	—	—
	売建	57,352	9,902	△2,515	△2,515
	買建	52,378	9,311	2,065	2,065
	通貨オプション	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
その他	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	236	236

(注) 1.上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 2.時価の算定
 割引現在価値等により算定しております。

- (3) 株式関連取引 (平成26年9月30日現在)
 該当事項はありません。
- (4) 債券関連取引 (平成26年9月30日現在)
 該当事項はありません。
- (5) 商品関連取引 (平成26年9月30日現在)
 該当事項はありません。
- (6) クレジット・デリバティブ取引 (平成26年9月30日現在)
 該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引（平成26年9月30日現在）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等（百万円）	契約額等のうち1年超のもの（百万円）	時価（百万円）
原則的処理方法	—	—	—	—	—
金利スワップの特例処理	金利スワップ 受取固定・支払変動 受取変動・支払固定 合計	有価証券、債券、 借入金等の有利息 の金融資産・負債	2,151,500 198,700	1,696,700 197,669	(注2) (注2)

(注) 1. 時価の算定

取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

2. 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている有価証券、債券、借入金等と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該有価証券、債券、借入金等の時価に含めて記載しております。

(2) 通貨関連取引（平成26年9月30日現在）

該当事項はありません。

(3) 株式関連取引（平成26年9月30日現在）

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引（平成26年9月30日現在）

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	1,552百万円
賃借契約締結に伴う増加額	83百万円
時の経過による調整額	0百万円
資産除去債務の履行による減少額	△46百万円
有形固定資産の売却による減少額	△1百万円
当中間連結会計期間末残高	1,588百万円

(注) 賃借契約に関連して敷金が資産計上されている場合の資産除去債務については、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当中間連結会計期間の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産関係について記載すべき重要なものはありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額及び算定上の基礎

	当中間連結会計期間 (平成26年9月30日)	
1株当たり純資産額 (算定上の基礎)		153円11銭
純資産の部の合計額	百万円	887,873
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	554,604
（うち危機対応準備金）	百万円	150,000
（うち特別準備金）	百万円	400,811
（うち少数株主持分）	百万円	3,793
普通株式に係る中間期末の純資産額	百万円	333,268
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末の普通株式の数	千株	2,176,622

(注) 純資産額の算定にあたっては、株式会社商工組合中央金庫法施行規則に基づき、危機対応準備金及び特別準備金を控除しております。

2. 1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

	当中間連結会計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)	
1株当たり中間純利益金額 (算定上の基礎)	円	2.99
中間純利益	百万円	6,514
普通株主に帰属しない金額	百万円	—
普通株式に係る中間純利益	百万円	6,514
普通株式の期中平均株式数	千株	2,176,641

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(会計方針の変更)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下、「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下、「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当中間連結会計期間より適用し、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っております。

この結果、当中間連結会計期間の期首の1株当たり純資産額が61銭減少し、1株当たり中間純利益金額は2銭増加しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

セグメント情報

(事業の種類別セグメント情報)

前中間連結会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

	銀行業務 (百万円)	リース業務 (百万円)	その他業務 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1) 外部顧客に対する経常収益	97,426	13,928	912	112,268	—	112,268
(2) セグメント間の内部経常収益	93	86	2,708	2,888	(2,888)	—
計	97,519	14,015	3,621	115,156	(2,888)	112,268
経常費用	81,642	13,799	3,409	98,851	(2,887)	95,964
経常利益	15,877	215	212	16,304	(0)	16,304
資産	12,336,225	79,209	8,137	12,423,572	(28,001)	12,395,571

- (注) 1.一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。
 2.各事業の主な内容は次のとおりであります。
 (1) 銀行業務……………銀行業
 (2) リース業務……………リース業
 (3) その他業務……………事務代行、ソフトウェアの開発、情報サービス、クレジットカード業等

当中間連結会計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

	銀行業務 (百万円)	リース業務 (百万円)	その他業務 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1) 外部顧客に対する経常収益	90,792	15,373	914	107,080	—	107,080
(2) セグメント間の内部経常収益	87	10	2,798	2,897	(2,897)	—
計	90,880	15,384	3,713	109,977	(2,897)	107,080
経常費用	76,981	14,303	3,473	94,759	(2,882)	91,876
経常利益	13,898	1,080	239	15,218	(14)	15,203
資産	12,487,229	83,742	8,453	12,579,424	(25,092)	12,554,332

- (注) 1.一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。
 2.各事業の主な内容は次のとおりであります。
 (1) 銀行業務……………銀行業
 (2) リース業務……………リース業
 (3) その他業務……………事務代行、ソフトウェアの開発、情報サービス、クレジットカード業等

(所在地別セグメント情報)

前中間連結会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)及び当中間連結会計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)全セグメントの経常収益の合計及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

(海外経常収益)

前中間連結会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)及び当中間連結会計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)海外経常収益が連結経常収益の10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

》》 営業の状況（連結）

■ リスク管理債権の状況（連結）

(単位：億円、%)

		平成25年度中間期	平成26年度中間期
破綻先債権	(A)	824	739
(Ⅳ分類額控除後破綻先債権)	(B)	(356)	(330)
延滞債権	(C)	3,499	3,875
(Ⅳ分類額控除後延滞債権)	(D)	(3,118)	(3,311)
3ヵ月以上延滞債権	(E)	14	2
貸出条件緩和債権	(F)	57	79
リスク管理債権合計	(G) = (A) + (C) + (E) + (F)	4,395	4,698
破綻先債権のうちⅣ分類額	(H)	468	409
延滞債権のうちⅣ分類額	(I)	380	564
Ⅳ分類額控除後リスク管理債権	(J) = (B) + (D) + (E) + (F)	3,546	3,724
Ⅳ分類額控除後貸出金残高	(K)	93,497	93,863
貸出金に占める割合 (%)	(J) / (K)	3.8	4.0

- (注) 1. 破綻先債権とは、「未収利息不計上貸出金」*のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。
2. 延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。
3. 3ヵ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しない貸出金です。
4. 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。
5. Ⅳ分類額とは、自己査定により回収不能と区分された債権額であり、全額貸倒引当金を計上しています。
6. Ⅳ分類額控除後リスク管理債権とは、リスク管理債権から、注5の金額を控除した金額です（控除した金額は平成25年度中間期個別貸倒引当金1,774億円のうち849億円、平成26年度中間期個別貸倒引当金1,930億円のうち973億円です）。
- * 未収利息不計上貸出金：元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く）